

感染症による出席停止について

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。主治医から登校の許可が得られるまで学校を休んで回復に努めてください。

学校への登校を再開する時は、下部の「感染症治癒証明書」または「診断書」を担任へ提出してください。「出席停止」となった期間は「登校すべき日数」には入りません(欠席には数えません)。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条）

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウィルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ。 法律に規定する、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症。	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 全身状態が悪いなど、医師の判断で条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例；アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

東京都立広尾高等学校 殿

感 染 症 治 癒 証 明 書

年 組 番 生徒氏名

診断名

上記感染症により 年 月 日から療養していましたが、周囲への感染のおそれがなくなったため、 年 月 日から登校して差し支えありません。

平成 年 月 日 医療機関名
医師名

印

【記入・確認】

医療機関 → 保護者氏名 印 → 生徒 → 担任 印

(担任記入) 出席停止期間； 月 日 () 時限から 月 日 () 時限まで

→ 教務主任 印 → 保健室 (保管)